



医療的ケア児サポート保育園を 募集します～令和8年3月認定～



看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として認定し、医療的ケア児の保育所等での安全な受け入れを推進します。認定されたサポート保育園には、受け入れ体制確保のための看護職員の雇用にかかる費用の助成等を行います。

対象施設・事業

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業

認定事業者の役割

- 常時、医療的ケア児を積極的に受け入れていただきます。
- 対応できる医療的ケアの内容を段階的に拡充していただきます。
- 保護者からの見学相談に応じていただくだけでなく、他の保育所等からの見学、相談に応じていただきます。
- 医療的ケア児の受け入れ状況などの事例を紹介していただきます。
- 医療的ケア児の受け入れを推進するための普及啓発に協力していただきます。



認定の要件

- 常時、医療的ケア児を1人以上受け入れられる体制をとられていること。
- 複数の看護職員が配置されていること。そのうち、直接雇用（100時間以上／月）が1人以上いること。
- 認定後は医療的ケア研修などの研修を受講し、対応できる医療的ケアを増やす意向があること。
- 認定後は高度な医療的ケアへの対応に向けて、スキルアップを図る意向があること。
- 医療的ケア児サポート保育園として、横浜市のホームページ等で公表することにご承諾いただけること。

募集期間

令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）17時まで

※申込多数の場合、予算の範囲内で認定します（1～4園程度）。



裏面あり

FAQ

Q. 医療的ケア児を何人まで受け入れるか決まっていますか。



A. 1人以上の受入れができる職員体制の構築をお願いしています。2人目以降の受入れについては、安定的なケアができる職員体制を構築したうえで積極的な受入れにご協力をお願いします。



Q. 医療的ケア児が卒園や退園したら助成はもらえないのでしょうか。



A. サポート保育園には、医療的ケア児が卒園や退園をしても看護職員の雇用費を助成します。その場合、受入れ可能な体制を維持しつつ、年度途中での受入れや受入れを推進するための普及啓発等にご協力いただきます。ただし、保育士加配、消耗品費や備品費等は、医療的ケア児が在園中のみです。



Q. 看護職員1人でも申請できますか。また、喀痰吸引等第3号研修を修了している保育士も看護職員としてカウントすることができますか。



A. 看護職員1人の場合は申請することができません。また、喀痰吸引等第3号研修を修了している保育士は、看護職員の人数としてカウントすることはできません。



Q. 認定された後に、看護職員が産育休に入ることになったため、複数の看護職員の配置ができなくなりました。サポート保育園を継続できますか。



A. 個別に状況をお伺いし判断したいと考えていますので、こども青少年局保育・教育支援課までご相談ください。



その他のFAQを募集要項P.7以降に記載しています。併せてご確認ください。

詳細は、横浜市ホームページからご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/shisetsutsaisaku/ikeahoiku_support.html



【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局

保育・教育支援課人材育成係

電話：045-671-2397

E-mail：kd-jinzai@city.yokohama.lg.jp

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA